



4月1日、診療報酬（保険点数）が変わります スタッフの役割が一層重要に

4月1日より診療報酬（保険点数）が改定されます。変更や新設された項目は多岐に渡りますが、スタッフの皆さんにも関係のある主な変更点（抜粋）の概要をご紹介します。

院内感染防止対策の強化

院内感染防止対策の施設基準が新設され、一定の基準を満たした医院は10月より初・再診料が引き上げられます。

院内感染防止対策の施設基準（抜粋）

- ①ハンドピースなど口腔内で使用する医療機器の患者毎の交換や専用の機器（オートクレーブなど）を用いた洗浄・滅菌の徹底など、十分な院内感染防止対策の実施
- ②感染症患者への歯科診療に対応する体制の確保、など

Pの急性症状がある場合のP検査

3月末までは初診時にPの急性症状があり、P検査が困難な場合は2回目の歯科疾患管理料（歯管）算定時までにP検査を行う必要がありましたが、4月からは急性症状寛解後の歯管算定時までにP検査を行えばよいことになりました。

混合歯列期歯周病検査（P混検）

後続永久歯が欠損している乳歯は永久歯の歯数に含めることとなりました。また、混合歯列期の患者にP基検または

P精検に基づきSRP、PCurを行う場合は、十分に必要性を考慮して行うこととされました。

歯科衛生実地指導料（実地指）

3月末まではう蝕または歯周病の患者が対象でしたが、4月からは「歯科疾患に罹患している患者」が対象です。

機械的歯面清掃処置（歯清）

3月末までは「歯周疾患に罹患している患者」が対象でしたが、4月からは「歯科疾患に罹患している患者」が対象です。また、妊娠中の患者さんには毎月算定できるようになりました（カルテとレセプト摘要欄記載が必要）。

フッ化物歯面塗布処置（F局）

エナメル質初期う蝕の場合の2回目以降は、口腔内写真撮影に変えて光学的う蝕検出装置を用いてエナメル質初期う蝕の部位の測定を行なってもよい取扱いとなりました。

歯科疾患管理料（歯管）

15歳未満の口腔機能発達不全症の患者や65歳以上の口腔機能低下症の患者にも歯管を算定して継続的な管理を行うことができるようになりました。

4月10日開講「第23期 歯科医院スタッフのための保険点数基礎講座」（5回コース）の受講生を募集中です。残席わずかです。お問い合わせは協会事務局まで



P Professional M Mechanical T Tooth C Cleaning 専門家による 機械を使った 歯の クリーニング



1. 染め出し・口腔衛生指導 《TBI》

患者さんと一緒にプラークが残っている部分を確認し、なぜそこに残留しているのか？原因は何か？《歯列不正やブラッシング時間の不足、ブラッシングの癖、テクニック不足など》を一緒に考え、患者さんにあったブラッシング方法や歯ブラシ、補助的清掃用具について説明・提案して、セルフケアの上達に繋がります。

2. 歯石除去

歯石の沈着状態に合わせて器具《超音波スケーラーorハンドスケーラーなど》を用いて行います。

3. 歯面清掃

歯、歯列の状態に合わせて研磨剤やカップ、チップ、ブラシ、フロスを用いて歯の表面の細菌を落とします。

4. 仕上げ

洗浄後、カリエス予防のために歯の表面にフッ素を塗布します。

山崎お気に入りの仕上げペースト

クリンプロ クリーニングペースト PMTC用 [3M ESPE]

- ①透明なペーストで歯面が見やすい
- ②術中にペーストが飛び散りにくい
- ③爽やかなシトラスミントフレーバーの香りが好評です

